

【第三者証明制度版】

EPA 原産性調査 運用マニュアル

2019 年 3 月

はじめに

日本の EPA 締結国は年々増加し、自動車業界における EPA 利用機会も拡大が続いています。他方で、原産性調査の依頼方法が企業によりばらつきがあるため、調査に混乱を来すことがあり、また、誤った内容で特定原産地証明書を受給して取り消し処分となってしまうケースも発生しています。

今後、日 EU・EPA や TPP11 といった広域のメガ FTA が発効し、域内での EPA 利用は一層活発となることが予想されます。日本の自動車業界が、最大限に EPA のメリットを享受するために、業界全体で EPA 原産性証明に関する作業の標準化を図り、膨大な作業を効率よくミスなく正確に行うための業務プロセス確立が求められています。

また同時に、第三者機関による審査のない自己申告制度の本格的な導入が始まると、企業自身による原産性根拠書類等の情報管理が、これまで以上に重要となってきます。

この「EPA 原産性調査 運用マニュアル」は、自動車業界における EPA 原産性調査のルールを標準化し、原産性調査における輸出者と生産者の役割分担を明確にするために、日本自動車工業会及び日本自動車部品工業会の会員企業の協力により作られたものです。本マニュアルが自動車業界で活用され、更なる EPA 活用につながることを期待しています。

※本マニュアルは、第三者証明制度の利用を想定した構成となっています。

2019 年 3 月
一般社団法人 日本自動車部品工業会

目次

1. 特定原産地証明書取得までに発生する作業	4
(1) 第三者証明制度における特定原産地証明書取得プロセス	4
(2) 特定原産地証明書利用の具体例	5
2. 輸出形態（荷姿）別の原産性調査	7
(1) 輸出用部品・補修部品の場合	8
(2) 構成部品の場合	9
3. 原産性調査を依頼する	10
(1) 調査計画の開示	10
(2) 調査依頼時の期限設定	10
(3) 調査依頼方法	10
(4) 経済連携協定別 HS 年版	13
【参考】 現行の HS コードと過去の HS コードの変換表	
(5) HS コードの決定	14
(6) 一般規則と品目別規則	15
(7) 原産地規則の確認	15
【参考】 原産地規則の調べ方	
(8) MFN 税率と EPA 税率	16
【参考】 MFN 率、EPA 税率の調べ方	
4. 原産性調査依頼に回答する	17
(1) 回答方法	17
(2) 添付資料	19
【参考】 経済産業省のガイドライン	
(3) 原産性の見直し	20
(4) パス・スルー企業が介在する場合の回答書類	21
5. 輸出者と生産者の役割分担	23
(1) 基本的な考え方	23
(2) 輸出者（依頼者）の役割	23
① E P A 原産性調査結果回答書	23
②再調査	23
③書類保存期間の管理	24
④国などによる調査への対応	25
⑤同意通知期限の管理	25
⑥回答内容の目的外使用	25
(3) 生産者（回答者）の役割	25
①回答内容	25
②国などによる調査への協力	25
③原産性喪失の通知	25
各種様式	
様式 1 EPA 原産性調査結果回答書	26
様式 2 関税分類変更基準（CTC ルール）利用における対比表	30
様式 3 付加価値基準（VA ルール）利用における計算ワークシート	32
様式 4 サプライヤー証明書	34
FAQ	35

1. 特定原産地証明書取得までに発生する作業

(1) 第三者証明制度における特定原産地証明書取得プロセス

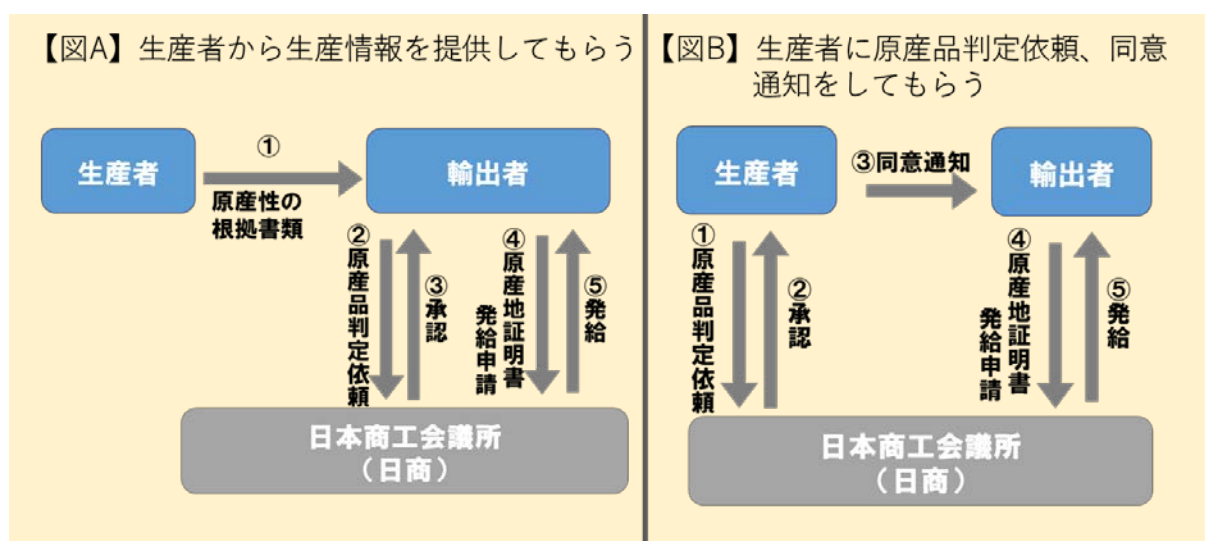
第三者証明制度のもと特定原産地証明書を取得するためには、輸出製品が原産品であることを確認した上で、日本商工会議所（日商）に対する原産品判定依頼、特定原産地証明書の発給申請、という2つのプロセスが必要です。

法令上、各プロセスを行うことができるのは、次の者です。

原産品判定依頼	生産者 又は 原産性に係る生産情報を有する輸出者
特定原産地証明書の発給申請	輸出者 ※ただし、日オーストラリア協定の場合のみ、輸出者のほか生産者も可能

輸出者と生産者が異なる場合、輸出者は生産者から原産性に係る生産情報（原産性の根拠書類）を提供してもらう【図A】か、生産者に原産品判定依頼及び同意通知をもらう【図B】必要があります。

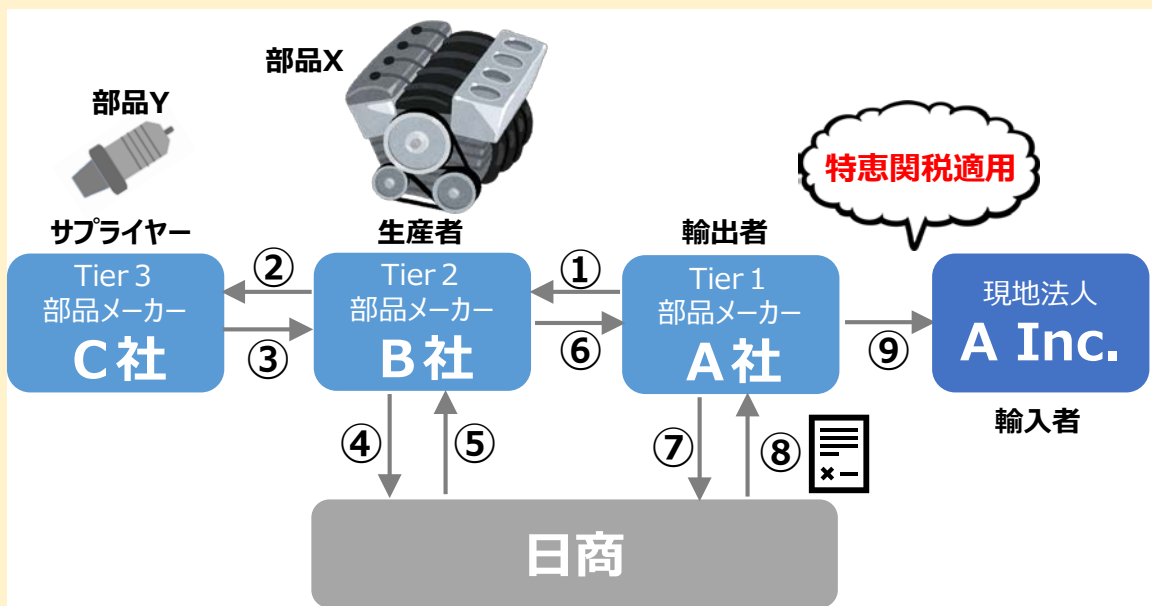
同意通知とは、生産者が行った原産品判定依頼の承認結果を輸出者が利用できるよう第一種特定原産地証明書発給システム上で設定を行うことです。したがって、同意通知を行うことができるのは、原産品判定依頼を行った生産者のみです。



（２）特定原産地証明書利用の具体例

実際に特定原産地証明書の取得を行う場合には、輸出製品の生産に使用する材料・部品の原産性情報が必要になることがあります。この場合、材料・部品のサプライヤーによる原産性調査への協力も必要になります。

例１：部品メーカーＡ社は、Ｂ社が OEM 生産する部品 X を現地法人 A Inc. へ輸出する。その際、特定原産地証明書を利用する。（同意通知を要する場合）



- ① A社はB社に対し、部品Xの原産性調査（同意通知）を依頼。
- ② B社は、部品Xの原産性調査を実施。原産性立証のため、C社に対し、部品Yの原産性調査（サプライヤー証明書）を依頼。
- ③ C社は、部品Yの原産性調査を実施し、B社にサプライヤー証明書を提出。
- ④ B社は、部品Xの原産性が確認できたため、日商に原産品判定依頼を実施。
- ⑤ 日商から、原産品判定が承認される
- ⑥ B社は、A社に対して原産品判定の承認結果の利用を許可するため、日商の発給システム上で「同意通知」を実施。
- ⑦ A社は、日商に特定原産地証明書の発給申請を実施。
- ⑧ 日商から、特定原産地証明書の発給。
- ⑨ 輸入者に、特定原産地証明書送付。輸入通関時に関税メリット発生。

原産性調査には、
製造原価や材料のHSコード
の情報などが必要です

このほか、自動車部品業界では、Tier1→Tier2→Tier3・・・の商流が確立しているため、Tier2が生産・加工を一切行わない場合でも、Tier2を介して取引が行われるケースも多く見られます。

このようなケースでは、原産性調査を行う場合にも、Tier2はTier1とTier3の橋渡しをするという役割を担います。

例2：部品メーカーA社は、現地法人A Inc.向けに部品Xを輸出する際、原産地証明書を利用する。パス・スルー企業を挟む場合。（同意通知を要しない場合）



- ① A社はB社に対し、部品Yの原産性調査（サプライヤー証明書）を依頼。
- ② B社は、C社に対し、部品Yの原産性調査（サプライヤー証明書）を依頼。
- ③ C社は、部品Yの原産性調査を実施し、B社にサプライヤー証明書を提出。
- ④ B社はA社に部品Yのサプライヤー証明書を提出。
- ⑤ A社は、日商に部品Xの原産品判定依頼を実施。
- ⑥ 日商から、原産品判定が承認される。
- ⑦ A社は、日商に特定原産地証明書の発給申請を実施。
- ⑧ 日商から、特定原産地証明書の発給。
- ⑨ 輸入者に、特定原産地証明書送付。輸入通関時に関税メリット発生。

B社は生産・加工をしていませんが、C社に対する原産性調査結果を回収し、A社に引き渡してください

2. 輸出形態（荷姿）別の原産性調査

原産性調査を他社に依頼する際には、調査対象製品をそのままの形で輸出する（輸出用部品・補修部品）のか、それとも、調査対象製品を日本国内で完成車・自動車部品に作り上げて輸出する（構成部品）のかの2通りがあります。いずれの輸出形態（荷姿）であるかによって、必要となる原産性調査のアウトプットが異なります。

なお、本マニュアルでは、以下のとおり用語の定義を行います。

用語	定義	
輸出用部品	海外で完成品を製造するために輸出する自動車部品	調査対象製品そのものが輸出製品となる
補修部品	海外における修理、部品の定期交換のために輸出する自動車部品	
構成部品	日本国内で輸出用完成車を組み立てるための部品、また、国内で輸出用部品を加工もしくは組み立てるための部品	調査対象製品を日本国内で完成車・自動車部品に作り上げて輸出する

輸出形態（荷姿）によって、依頼すべき原産性調査のアウトプットは次のいずれかになります。

輸出用部品 補修部品	<u>標準：同意通知</u> 例外：直接回答（根拠書類の提出）
構成部品	<u>標準：サプライヤー証明書の提出</u> 例外：直接回答（根拠書類の提出）

※直接回答（根拠書類の提出）は例外的な方法です。直接回答（根拠書類の提出）を依頼する場合には、依頼者と回答者双方の合意が必要です。

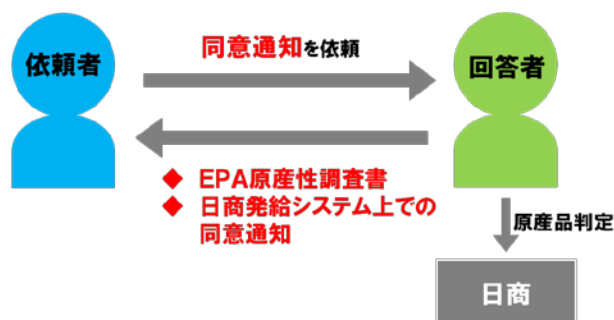
（１）輸出用部品・補修部品の場合

標準：同意通知

※依頼者＝輸出者、回答者＝生産者

回答者から、原産品判定結果の同意通知が行われます。

この場合、依頼者は回答者から日商の発給システム上で同意通知を受けるほか、「EPA原産性調査結果回答書」を受領します。



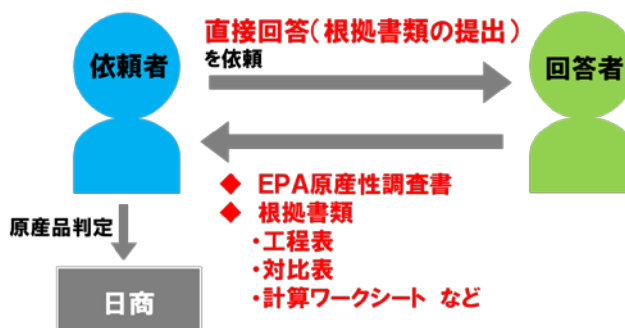
例外：直接回答（根拠書類の提出）

※依頼者＝輸出者 or 生産者、

回答者＝生産者

回答者から、調査対象製品の原産性根拠書類が提出されます。回答者が希望する場合は、対比表や計算ワークシートではなく、総部品表や原価表が提出されることもあります。

依頼者は、原産性根拠書類をもとに原産品判定を行います。



直接回答（根拠書類の提出）は例外的な方法です。直接回答（根拠書類の提出）を依頼する場合には、依頼者と回答者双方の合意が必要です。

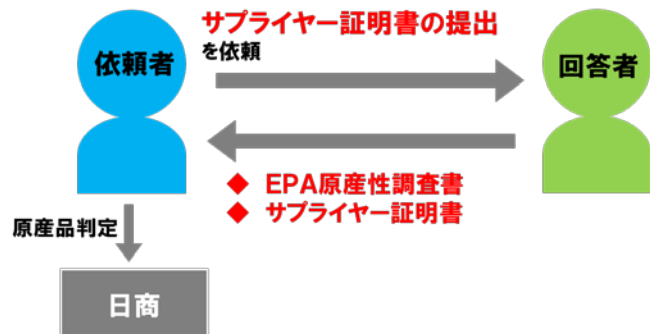
（２）構成部品の場合

標準：サプライヤー証明書の提出

※依頼者＝生産者

回答者＝材料サプライヤー

材料のサプライヤーから、サプライヤー証明書（当該材料が原産性を有する旨の宣誓書）が提出されます。なお、回答者であるサプライヤーは、調査対象製品（材料）の原産性根拠書類を依頼者に提出しませんが、各協定で定められた期間保管していることになります。

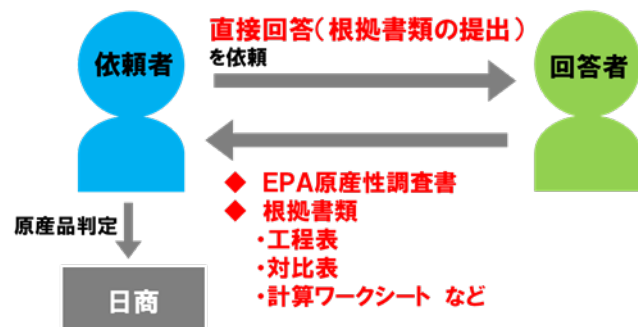


例外：直接回答（根拠書類の提出）

※依頼者＝生産者

回答者＝材料のサプライヤー

材料のサプライヤーから、調査対象製品の原産性根拠書類が提出されます。回答者が希望する場合は、対比表や計算ワークシートではなく、総部品表や原価表が提出されることもあります。依頼者は、原産性根拠書類をもとに材料の原産性を判断します。



直接回答（根拠書類の提出）は例外的な方法です。直接回答（根拠書類の提出）を依頼する場合には、依頼者と回答者双方の合意が必要です。

3. 原産性調査を依頼する

原産性調査を行うためには、時間と労力がかかり、その後の原産性管理も必要になります。このため、原産性調査を依頼する場合には、回答者の負担を考慮し、必要以上に調査を行うことのないようにしてください。

（１）調査計画の開示

効率的な原産性調査実施のため、年間の原産性調査実施計画については、可能な範囲で回答者に開示するよう配慮してください。

（２）調査依頼時の期限設定

原産性調査を正確に行うためには、回答者が調査を行うための十分な時間が必要です。調査依頼時には、目安として1か月（20営業日）以上の回答期間を設けるようにしてください。特に、原産性調査が回答者だけで完結しない場合や、同時に複数の原産性調査が集中した場合などは、調査に時間がかかります。

依頼者と回答者がお互いの状況を勘案し、可能な範囲で調査を行うようにしてください。

（３）調査依頼方法

調査依頼を行う場合、依頼者は、【様式1】EPA 原産性調査結果回答書の「1. 調査対象品」の項目をすべて入力し、回答者に調査を依頼します。

なお、同時に複数製品、複数協定に関する調査を行う場合、【様式1】EPA 原産性調査結果回答書は、1製品1協定ごとに作成します。

【様式1】EPA 原産性調査結果回答書

EPA原産性調査結果回答書 (新規) ①

本証明書を貴社の製品に係る原産性判断の証明資料に用いることに同意致します。

- ・根拠書類は規則で定められた期間保存致します。
- ・原産品であることの証明根拠を求められた際には、根拠となる書類と共に説明致します。
- ・証明内容に変更が生じ、対象製品の原産性が失われることが判明した場合、または原産性が失われたことが判明した場合には、速やかに通知致します。
- ・政府・輸出者・指定発給機関より依頼を受けた際には、本証明内容を開示することに同意致します。

1. 調査対象品

依頼者調査依頼No. ② iraisha-kanri		依頼者品番 ③ iraisha-hinban	
製品名 ④ 英語(必須) Connectors		日本語(任意) コネクタ	
経済連携協定 ⑤ 日アセアン経済連携協定		HS年版(任意) ⑥ HS2002	
仕向国 ⑦ マレーシア (日アセアン協定利用時は必須)		⑩ 原産地規則	関税分類(CTC) ☐ or 付加価値(VA) ☐ and ⑧ HSコード ⑧ HS8762 事前教示 ⑨ 無
輸出製品の荷姿 ⑪ 輸出用部品		同意通知 or 直接回答 (根拠書類の提出) ※	
同意通知先 (輸出者) ⑫		同意通知先 (企業登録番号) ⑬	
		記入不要 ⑭	

※直接回答(根拠書類の提出)には、依頼者・回答者の合意が必要です。

各項目の入力内容は、次のとおりです。

① 新規/更新/再調査	新規／更新／再調査のいずれか選択 新規：新規の調査、新しい証明 更新：同意通知書の有効期限の更新（延長） 再調査：過去に原産性を証明した製品の再調査
②依頼者調査依頼No. (任意)	依頼者の社内管理用番号
③依頼者品番	調査対象品の自社品番（依頼者の品番）
④製品名 (日本語は任意)	調査対象品の製品名を記載。日本語の記載は任意です。 ※回答者が同意通知を依頼する場合、この欄の英語製品名で原産品判定を行います。インボイスに記載予定の品名と同一にしてください。 日商の原産品判定では、 <u>固有名詞や略称だと原産品判定が認められず調査に時間がかかる場合があるのでご注意ください</u>

	い。 ※<u>特定原産地証明書の発給申請を行う際、特定原産地証明書に記載する製品名は編集可能です</u>。必ずしも、原産品判定で登録した品名を特定原産地証明書に掲載しなければならないわけではありません。
⑤経済連携協定	利用する経済連携協定名
⑥HS 年版（任意）	経済連携協定で利用される HS 年版 ※P13 参照
⑦仕向国 （日アセアン協定利用の場合は必須）	同一の協定を利用して、複数の仕向国に輸出する場合には、複数国入力します。 （例）日アセアン協定を利用して、タイとベトナムに輸出する場合には、「タイ、ベトナム」と入力。
⑧HS コード	上記 HS 年版での HS コード 6 桁 ※P14 参照
⑨事前教示（任意）	上記 HS コードについて、過去に仕向国で事前教示を受けたことが有るか否か
⑩原産地規則	一般規則／品目別規則のいずれか選択 ※P14 参照 関税分類（CTC）何桁変更／付加価値（VA）何%以上 ※原産地規則には、関税分類変更基準（CTC ルール）、付加価値基準（VA ルール）のほか、加工工程基準が求められる場合もあります。本様式は加工工程基準に対応していないため、適宜、様式を変更してご利用ください。
⑪輸出製品の荷姿	輸出用部品／補修部品／構成部品のいずれか選択 選択した荷姿に応じ、回答方法が表示されます。 輸出用部品又は補修部品を選択した場合 同意通知 or 直接回答（根拠書類の提出） 構成部品を選択した場合 サプライヤー証明書の提出 or 直接回答（根拠書類の提出）
⑫同意通知先	同意通知による回答が想定される場合には、同意通知先（輸出者）の企業名

⑬同意通知先企業登録番号	同意通知による回答が想定される場合には、同意通知先（輸出者）の企業登録番号
⑭同意通知番号 （更新時のみ）	①で「更新」を選択した場合には、同意通知期限の延長を希望する同意通知番号を記載。 ①で「新規」を選択した場合には、記入不要。

（４）経済連携協定別 HS 年版

品目別規則を調べる時の HS コード、特定原産地証明書に記載する HS コードは、利用する経済連携協定ごとにどの年版の HS を用いるべきか決められています。輸出入申告書やインボイスに記載する際の HS 年版と異なりますので、ご注意ください。

HS2002	HS2007	HS2012
☐ 日メキシコ協定 ☐ 日マレーシア協定 ☐ 日チリ協定 ☐ 日タイ協定 ☐ 日インドネシア協定 ☐ 日ブルネイ協定 ☐ 日アセアン協定 ☐ 日フィリピン協定	☐ 日スイス協定 ☐ 日ベトナム協定 ☐ 日インド協定 ☐ 日ペルー協定	☐ 日オーストラリア協定 ☐ 日モンゴル協定

【参考】 現行の HS コードと過去の HS コードの変換表

▶国連

UN TRADE STATISTICS “CORRESPONDENCE TABLES”

<https://unstats.un.org/unsd/trade/classifications/correspondence-tables.asp>

▶WCO

Correlation Tables HS2012-2017

<http://www.wcoomd.org/en/topics/nomenclature/instrument-and-tools/hs-nomenclature-2017-edition/correlation-tables-hs-2012-to-2017.aspx>

Correlation Tables HS2007-2012

http://www.wcoomd.org/en/topics/nomenclature/instrument-and-tools/hs_nomenclature_previous_editions/correlations-tables_2012.aspx

Correlation Tables HS2002-2007

http://www.wcoomd.org/en/topics/nomenclature/instrument-and-tools/hs_nomenclature_previous_editions/correlation_table_2007.aspx

(5) HS コードの決定

HS コードは輸入国での関税率を決める重要な情報です。輸入通関時に HS コードが不適切だと判断されれば、せっかく準備した特定原産地証明書が使えません。

特定原産地証明書に記載された HS コードの適正性を判断するのは輸入国税関ですので、HS コード決定に当たっては輸入国税関に事前確認を行うことが望ましいと言えます。

また、回答者は、調査対象製品を別ルートでも輸出している場合があり、同一製品を輸出するにもかかわらず、船積によって異なる HS コードを用いることは回答者にとってリスクになり得ます。

どの HS コードを使うか、依頼者と回答者の見解が異なる場合には、双方で相談を行って決定してください。

相談の結果、HS コードを変更する場合、依頼者が変更履歴を記録してください。

（６）一般規則と品目別規則

品目別規則とはH Sコードごとに定められた原産地規則です。多くの経済連携協定では、すべての品目とそれに対応する原産地規則が品目別規則に記載されています。

他方、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定、日インド協定では、例外的な取り扱いをする品目についてのみ品目別規則に記載しています。これら４協定で、品目別規則に記載されていない品目に適用する規則を一般規則と呼びます。

まずは、品目別規則を見て、該当するH Sコードが品目別規則に記載されていない場合、一般規則を適用することになります。

各協定の一般規則

日アセアン協定	CTH（４桁変更）又は VA40%以上
日スイス協定	CTH（４桁変更）又は VNM（非原産材料価額）が工場渡し価額（EXW）の60%以下 ＝VA40%以上
日ベトナム協定	CTH（４桁変更）又は VA40%以上
日インド協定	CTSH（６桁変更）及び VA35%以上

（７）原産地規則の確認

原産地規則は、どの経済連携協定を利用するのか、どのHSコードの製品を輸出するのかによって異なります。

同一製品でも、利用する経済連携協定が異なれば、その都度確認しなくてはなりません。

【参考】 原産地規則の調べ方

各経済連携協定文で原産地規則を調べるほか、税関が公表している「原産地規則ポータル」を利用すると、簡単に品目別規則を調べることができます。

▶税関「原産地規則ポータル」

<http://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>

(8) MFN 税率と EPA 税率

MFN 税率とは、国定税率（基本税率又は暫定税率）とWTO協定税率のいずれか低い税率のことを指します。日本から輸出をする場合、EPA を使わないと、ほとんどの国でこの MFN 税率が適用されます。

これに対し、EPA の特定原産地証明書を使った場合に適用される税率のことを **EPA 税率**と言います。

EPA の特定原産地証明書を使っても全ての製品の関税が安くなるわけではありません。

MFN 税率が 0 % の場合には、EPA の特定原産地証明書を使う意義はありません。

原産性調査を依頼する前に、EPA の特定原産地証明書を使うことで関税メリットがあるかを確認しましょう。

ただし、CBU の調査の場合（調査対象製品を材料として、日本国内で別の製品に作り上げる場合）には、調査対象製品自体に関税が課されるわけではないため、たとえば調査対象製品の MFN 税率が 0%だとしても、原産性調査の必要性に変わりはありません。

【参考】 MFN 税率、EPA 税率の調べ方

日本に輸入する際の関税率は、税関が公表しています。同様に輸入国側でも税率表が公表されている場合には当該税率表を調べるのが最善ですが、現地語のみしか情報がない場合や、インターネットで公表されていない場合もあります。

“World Tariff” を使うと簡易的に世界各国の関税率を調べることができます。ただし、データに誤りがある場合もあるので、過信は禁物です。

▶FedEx “World Tariff”

使い方・ユーザー登録

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

ユーザー登録済み者のログイン画面

<https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/wtoMainUL.jsp>

注意

日本居住者は無料で利用可能ですが、左記サイト以外からログインすると、課金される場合があります。

4. 原産性調査依頼に回答する

(1) 回答方法

原産性調査依頼に回答する場合、【様式1】EPA 原産性調査結果回答書の「2. 調査結果」の項目を入力の上、添付書類（必要な場合のみ）と併せて依頼者に提出します。特記事項がある場合には、「3. 備考／メモ」欄に記入してください。

なお、原産性調査を行った結果、原産性がなかった場合には「未達成」を選択してください。未達成となった場合、その理由の記載については任意です。回答者として原産性調査に応じることが不可能と判断した場合には「回答不可」を選択して回答します。

2. 調査結果		記載方法は【第三者証明制度版】EPA原産性調査運用マニュアルを参照。	
回答者管理NO. ① kaitosha-kanri		回答者品番 ② kaitosha-hinban	
☐ 達成		調査の結果、該当協定に係る原産地規則を満たした原産品であることを証明致します。	
適用した基準 ③		FALSE	
☐ 同意通知 ⑤		原産品判定番号(10桁)	同意通知期限
☐ サプライヤー証明書		FALSE	
④ 回答方法	⑥ 直接回答 直接回答には、依頼者と回答者の双方の合意が必要	経済産業省のガイドラインに準ずる証明根拠書類を添付致します。	
		FALSE	
		☐ CTC(関税分類変更) ☐ 【関税分類変更基準】「対比表」 ☐ サプライヤー証明書(原産扱いした部材のみ)	☐ VA(付加価値) ☐ 【付加価値基準】「計算ワークシート」 ☐ サプライヤー証明書(原産扱いした部材のみ)
		☐ CTC&VA ☐ 【関税分類変更基準】「対比表」 ☐ 【付加価値基準】「計算ワークシート」 ☐ サプライヤー証明書(原産扱いした部材のみ)	☐
生産者情報 ⑦	生産者名	企業登録番号(登録済の場合のみ)	
	工場名	factory name	電話番号
	生産工場住所	factory address	factory tel
☐ 未達成		調査の結果、原産性の証明ができませんでした。	
理由(任意)			
3. 備考／メモ			

以上

各項目の入力内容は、次のとおりです。

①回答者管理 No. (任意)	回答者の社内管理用番号
②回答者品番 (任意)	調査対象品の品番（回答者の社内品番）
③適用した基準 (任意)	実際に適用した基準。輸出用部品／補修部品の場合は任意。
④回答方法	同意通知／直接回答のいずれかを選択
⑤同意通知の場合 原産品判定番号	原産品判定依頼を行った際の原産品判定番号（10桁）
同意通知期限	日商の発給システムで設定した同意通知期限
⑥直接回答の場合	回答者はどの基準を適用したのかにより、次の3つのいずれかを選択。 CTC／VA／CTC&VA ※「③適用した基準」の回答欄に記載した内容と連動しているはずです。 【様式1】EPA 原産性調査結果回答書と併せて依頼者に提出する添付書類を選択。
⑦生産者情報 生産者名	調査対象製品の生産者名
企業登録番号	調査対象製品の生産者の企業登録番号 生産者が企業登録番号を持っている場合のみ記入。
工場名	調査対象製品を生産した工場名 ※工場名がない場合でも、日商から原産性の根拠書類に「○○工場」との記載を求められることがあります。工場名がない場合の記載方法は、原産品判定依頼者から日商に相談をしてください。
電話番号	工場の電話番号
生産工場住所	都道府県名から記載

(2) 添付書類

依頼者へ直接回答を行う場合には、【様式1】EPA 原産性調査結果回答書と併せて各種添付書類を提出します。

各種添付書類は、経済産業省のガイドラインに準じて、自動車業界として必要性があると判断した情報を追加したもの（本マニュアル末尾の様式2～4に記載されている項目は日本自動車部品工業会の推奨記載項目です）をご用意ください。

なお、自社フォーマットを作成済みであって、自社フォーマットの変更が難しい場合には、必ずしも様式2～4を使わなくても結構です。

工程表は、調査対象製品の製造工程の概要、各工程で投入された材料の情報が含まれたものを用意してください。

【参考】 経済産業省のガイドライン

経済産業省では、経済連携協定を利用する際にどのような根拠書類を用意したら良いのかなどをまとめた資料を公表しています。

「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」

(通称：ガイドライン)

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline.pdf

随時改訂されますので、ご注意ください。

（３）原産性の見直し

同一製品を継続的に輸出しているうちに、製品や材料の生産内容に変更が生じ、原産性が失われる場合があります。

原産性が失われることを事前に把握した場合、または、原産性が失われたことを把握した場合には、速やかに依頼者に通知をしてください。

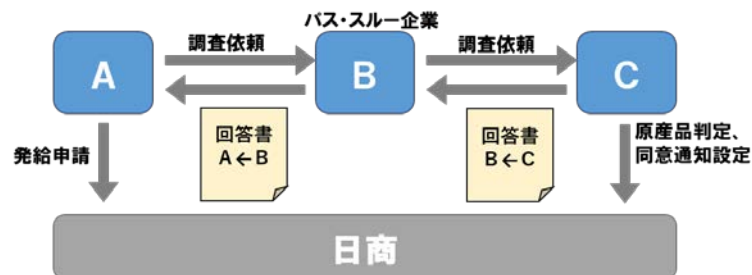
原産性喪失に注意が必要なポイント

- ✓ 生産場所・工場の移転（国内移転、海外移転問わず）
- ✓ 為替変動
- ✓ 材料調達先の変更
- ✓ 材料価格の変更
- ✓ FOB 価格の変更

(4) パス・スルー企業が介在する場合の回答書類提出

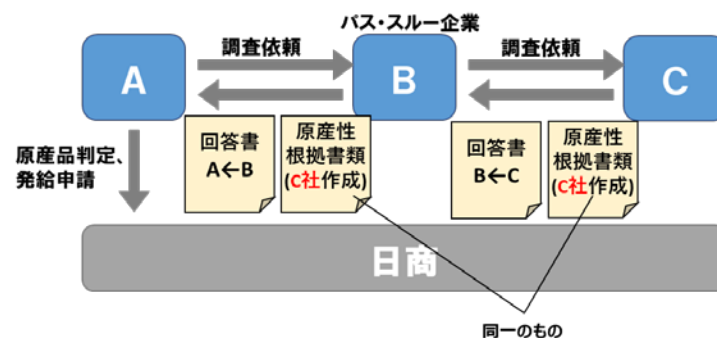
依頼者から、原産性調査依頼を受けた会社がパス・スルー企業である場合には、以下を参考にして、回答書類を準備してください。

輸出形態（荷姿）：輸出用部品・補修部品／回答方法：同意通知の場合



輸出形態（荷姿）：輸出用部品・補修部品／回答方法：直接回答の場合

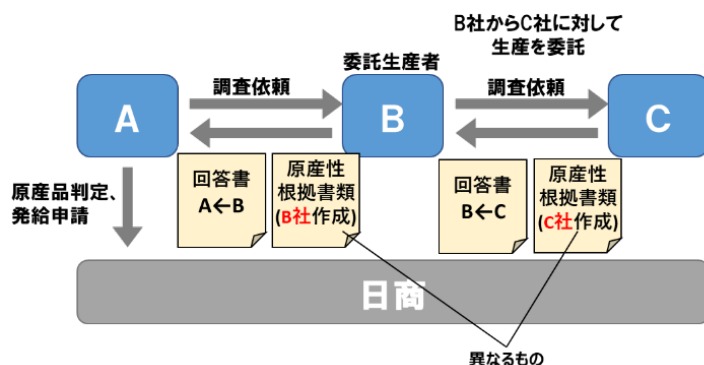
B社は、C社が作成した根拠書類をそのままA社に提出する



【参考】

B社がC社に対して、委託生産させる場合（製造全般の管理・指揮等を行っている場合に限る）には、右の回答方法も考えられます。

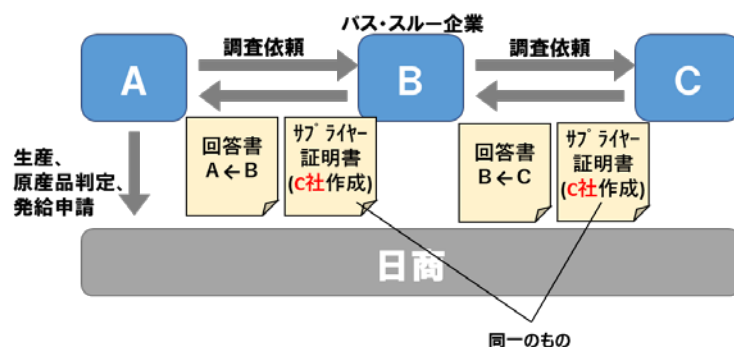
B社は、自社で根拠書類を作成しなおしてA社に提出する



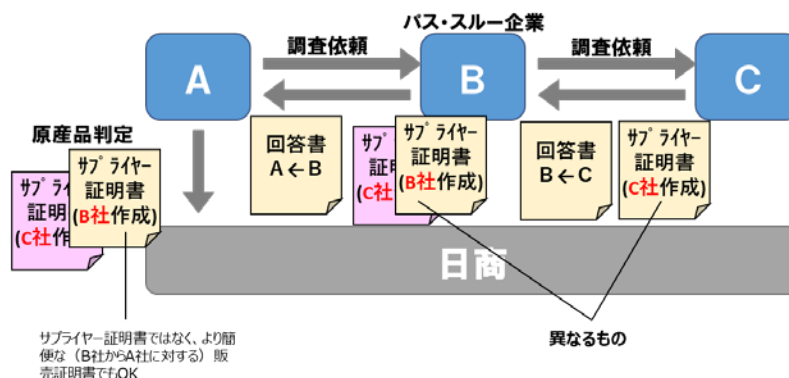
輸出形態（荷姿）：構成部品／回答方法：サプライヤー証明書の提出の場合

B社はC社が作成したサプライヤー証明書をそのままA社に提出する方法と、B社がサプライヤー証明書を作成しなおしてA社に提出する方法があります。

B社は、C社が作成したサプライヤー証明書をそのままA社に提出する
※C社が作成するサプライヤー証明書の宛名は、A社とB社の2社連名宛で。

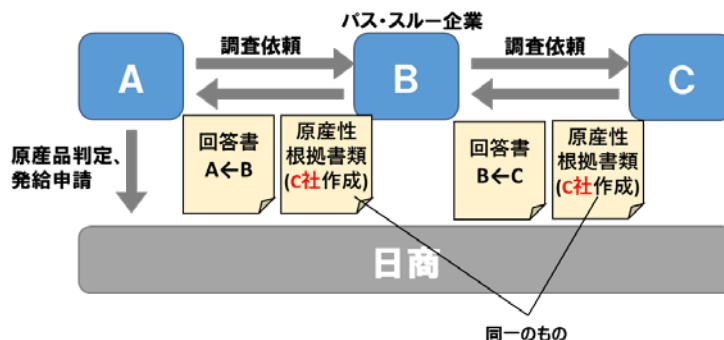


B社は、自社でサプライヤー証明書を作成しなおしてA社に提出する



輸出形態（荷姿）：構成部品／回答方法：直接回答の場合

B社は、C社が作成した根拠書類をそのままA社に提出する



5. 輸出者と生産者の役割分担

(1) 基本的な考え方

EPA の特定原産地証明書を利用することによって特惠関税の適用を受けることができます。生産者及び材料のサプライヤーは、①同意通知、②サプライヤー証明書を作成します（含む原産資格が失われた場、依頼者へ速やかに連絡）。

(2) 輸出者（依頼者）の役割

①E P A原産性調査結果回答書 1. 調査対象品入力内容

【様式1】EPA 原産性調査結果回答書のうち、輸出者（依頼者）が記入を行う「1. 調査対象品」の内容については、輸出者（依頼者）が判断を行うものとします。

特定原産地証明書に記載される HS コードの判断は、輸出者が最終的に行うものとします。

②再調査

生産者（回答者）は、対象製品の原産性が失われることを事前に把握した場合、または、原産性が失われたことを把握した場合には、速やかに輸出者（依頼者）に通知をすることになっています。しかしながら、生産者（回答者）がどの頻度で原産性を見直しを行うかは、生産者（回答者）により異なります。

輸出者（依頼者）は、対象製品の原産性について定期的に再調査をする必要があります。

ただし、原則、再調査を依頼する場合には実際にE P Aを活用している流動品のみ再調査の対象とし、生産者（回答者）の負担を考慮して、過度な再調査とならないよう心掛けてください。

③書類保存期間の管理

特定原産地証明書利用後は、法令上、関連書類の保存が義務付けられています。

書類保存期間は、特定原産地証明書の発給を受けた日の翌日から起算して5年又は3年となっていますが、生産者（回答者）には、最後に特定原産地証明書の発給を受けた日が分からないため、いつまで書類を保存すれば良いのか分かりません。

したがって、輸出者（依頼者）は、生産者（回答者）に対して書類保存期間の起算日を明示する必要があります。もしも、輸出者（依頼者）が生産者（回答者）に対して書類保存期間に関する特段の指定をしなかった場合、生産者（回答者）は原産品判定日、またはサプライヤー証明書作成日から5年又は3年で関連書類を廃棄することが考えられます。

特定原産地証明書の発給日の翌日 から5年間	特定原産地証明書の発給日の翌日 から3年間
☐ 日メキシコ協定 ☐ 日マレーシア協定 ☐ 日チリ協定 ☐ 日タイ協定 ☐ 日インドネシア協定 ☐ 日フィリピン協定 ☐ 日インド協定 ☐ 日ペルー協定 ☐ 日オーストラリア協定 ☐ 日モンゴル協定	☐ 日ブルネイ協定 ☐ 日アセアン協定 ☐ 日スイス協定 ☐ 日ベトナム協定

④国などによる調査への対応

国などによる調査があった場合、最初に輸出者（依頼者）が対応を行います。
生産者（回答者）は調査に協力し、根拠書類と共に必要な説明を行います。

同意通知を行っている場合、日商から生産者に対応を求められることもあります。

⑤同意通知期限の管理

同意通知の有効期限の管理は輸出者（依頼者）が行います。同意通知期限の延長を希望する場合は、輸出者（依頼者）から生産者（回答者）にその旨伝えましょう。

⑥回答内容の目的外使用

生産者（回答者）から入手した回答内容は、EPA 原産性調査以外に使用してはいけません。

（3）生産者（回答者）の役割

①回答内容

生産者（回答者）は、【様式 1】EPA 原産性調査結果回答書のうち、生産者（回答者）が記入を行う「2. 調査結果」、原産品判定、サプライヤー証明書、添付書類を作成し回答します。

②国などによる調査への協力

調査対象製品または、調査対象製品を材料として依頼者が製造した製品に関して、国などによる調査が行われる場合、生産者（回答者）は調査に協力し根拠書類の提出をするとともに、必要な説明を行うものとします。

③原産性喪失の通知

対象製品の原産性が失われることを事前に把握した場合、または、原産性が失われたことを把握した場合には、速やかに依頼者に通知しなければなりません。

【様式1】EPA 原産性調査結果回答書

第三者証明

iraisha宛

再発行日 :
作成日 :
会社名称 : company name
住所 : 〒
company address
部署名 : division of PIC
電話番号 : company tel
作成責任者 : name of PIC
メールアドレス : mail address of PIC

EPA原産性調査結果回答書 (更新)

本証明書を貴社の製品に係る原産性判断の証明資料に用いることに同意致します。

- ・根拠書類は規則で定められた期間保存致します。
- ・原産品であることの証明根拠を求められた際には、根拠となる書類と共に説明致します。
- ・証明内容に変更が生じ、対象製品の原産性が失われることが判明した場合、または原産性が失われたことが判明した場合には、速やかに通知致します。
- ・政府・輸出者・指定発給機関より依頼を受けた際には、本証明内容を開示することに同意致します。

1. 調査対象品

依頼者調査依頼NO	iraisha-kanri			依頼者品番	iraisha-hinban				
産品名	英語(必須) Connectors			日本語(任意) コネクタ					
経済連携協定	日アセアン経済連携協定			HS年版(任意)	HS2002				
仕向国 (日アセアン協定利用時は必須)	マレーシア			原産地規則	原産材料のみ	関税分類(CTC)	☐ or ☐ and	付加価値 (VA) (協定基準値)	%
HSコード	HS8762	事前教示 (任意)	無			桁変更			%
輸出品の荷姿	輸出用部品	同意通知 or 直接回答 (根拠書類の提出)※			調査対象製品そのものが輸出品となるケース				
同意通知先 (輸出者)				同意通知先 (企業登録番号)			同意通知番号		

※直接回答(根拠書類の提出)には、依頼者・回答者の合意が必要です。

2. 調査結果

記載方法は『第三者証明制度版』EPA原産性調査運用マニュアルを参照。

回答者管理NO	kaitosha-kanri			回答者品番	kaitosha-hinban		
☐ 達成	調査の結果、該当協定に係る原産地規則を満たした原産品であることを証明致します。						
適用した基準							
回答方法	☐ 同意通知	原産品判定番号(10桁)			同意通知期限		
	☐ サプライヤー証明書	FALSE					
	☐ 直接回答 直接回答には、 依頼者と回答者の 双方の合意が必要	経済産業省のガイドラインに準ずる証明根拠書類を添付致します。					
			☐ CTC(関税分類変更)	☐ VA(付加価値)	☐ CTC&VA	☐	
		必須 書類	☐ 【関税分類変更基準】 「対比表」 ☐ サプライヤー証明書 (原産扱いした部材のみ)	☐ 【付加価値基準】 「計算ワークシート」 ☐ サプライヤー証明書 (原産扱いした部材のみ)	☐ 【関税分類変更基準】 「対比表」 ☐ 【付加価値基準】 「計算ワークシート」 ☐ サプライヤー証明書 (原産扱いした部材のみ)	☐	
			任意 書類	☐ 工程表 ☐ 総部品表 ☐ その他 () ☐ その他 ()	☐ 工程表 ☐ 総部品表 ☐ その他 () ☐ その他 ()	☐ 工程表 ☐ 総部品表 ☐ その他 () ☐ その他 ()	☐
生産者情報	生産者名				企業登録番号 (登録済の場合のみ)		
	工場名	factory name			電話番号	factory tel	
	生産工場住所	factory address					
☐ 未達成	調査の結果、原産性の証明ができませんでした。						
理由 (任意)							

3. 備考/メモ

--

以上

(パターン①) 荷姿：輸出用部品・補修部品、回答方法：同意通知)

第三者証明

株式会社ABC

ॐ

再発行日 :
作成日 : 2018年5月25日
会社名称 : (株)いろは
住所 : 〒100-0123
東京都港区高輪1-1-1
部署名 : SCM
電話番号 : 03-1234-5678
作成責任者 : 高橋 二郎
メールアドレス : takahashi@iroha.co.jp

EPA原産性調査結果回

本証明書を貴社の製品に係る原産性判断の証明資料に用

- ・根拠書類は規則で定められた期間保存致します。
- ・原産品であることの証明根拠を求められた際には、根拠書類と共に説明致します。
- ・証明内容に変更が生じ、対象産品の原産性が変更されることが判明した場合、または原産性が失われたことが判明した場合には、速やかに通知致します。
- ・政府・輸出者・指定された機関より依頼を受けた際には、本証明内容を提示することに同意致します。

「1. 調査対象品」は、依頼者が
入力します。

1. 調查対象品

依頼者調査依頼NO	1111	依頼者品番	2222
商品名	両面(必須) Connectors (333-33-333) 日本語(任意) コネクタ (333-33-333)		
経済連携協定	日アセアン経済連携協定	HS年版(任意)	HS2002
仕向国 (日アセアン協定利用時は必須)	マレーシア	原産地規則	一般
HSコード	853690	事前教示 (任意)	無
輸出商品の荷姿	輸出用 部品	同意通知 or 直接回答 (根拠書類の提出)※	
同意通知先 (輸出者)	株式会社ABC	同意通知番号	123

「2. 調査結果」は、回答者が入力します。

「2. 調査結果」は、回答者が
入力します。

2. 調查結果

記載方法は【第三者証明制度版】EPA原産性調査運用マニュアル 按参照

2. 調査結果		回答者管理NO		1111-111	回答者品番		222-2-222
☒ 達成		調査の結果、該当協定に係る原産地規則を満たした原産品であることを証明致します。					
適用した基準				CTC(関税分類変更)			
回答方法	☒ 同意通知	原産品判定番号(10桁)	1234512345		同意通知期限	2020年7月31日	
	☐ サプライヤー証明書						
	☐ 関税分類変更	☐ VA(付加価値)	☐ CTC&VA				
	☐ 関税分類変更	☐ 付加価値基準 「計算ワークシート」 「サプライヤー証明書」 (原産地明示した部材のみ)	☐ 関税分類変更基準 「対比表」 「付加価値基準」 「計算ワークシート」 「サプライヤー証明書」 (原産地明示した部材のみ)				
	☐ 関税分類変更	☐ 付加価値基準 「計算ワークシート」 「サプライヤー証明書」 (原産地明示した部材のみ)	☐ 関税分類変更基準 「対比表」 「付加価値基準」 「計算ワークシート」 「サプライヤー証明書」 (原産地明示した部材のみ)				
生産者情報	生産者名	(株) いろは			企業登録番号 (登録済の場合のみ)	7654321	
	工場名	牧之原工場			電話番号	056-789-1234	
	生産工場住所	静岡県牧之原市中央1-1					
☐ 未達成		調査の結果、 <u>原産性の証明ができません</u> でした。					
理由 (任意)	その他の理由						

原産性の証明が可能な場合には、「達成」に✓をしてください。

3. 備考 / メモ

以上

EPA 原産性調査結果回答書 記入例

(パターン②) 荷姿：輸出用部品・補修部品、回答方法：直接回答)

第三者証明

株式会社ABC

宛

再発行日 :
作成日 : 2018年5月25日
会社名称 : (株) いろは
住所 : 〒100-0123
東京都港区高輪1-1-1
部署名 : SCM部
電話番号 : 03-1234-5678
作成責任者 : 高橋 二郎
メールアドレス : takahashi@iroha.co.jp

EPA原産性調査結果回答書

本証明書は貴社の製品に係る原産性判断の証明資料に用います。
・根拠書類は規則で定められた期間保存致します。
・原産品であることの証明根拠を求められた際には、根拠となる書類を添付し説明致します。
・証明内容に変更が生じ、対象製品の原産性が変更されることが判明した場合、または原産性が失われたことが判明した場合には、速やかに通知致します。
・政府・輸出者・指定された機関より依頼を受けた際には、本証明内容を開示することに同意致します。

「1. 調査対象品」は、依頼者が入力します。

1. 調査対象品	
依頼者調査依頼NO	1111
依頼者品番	2222
商品名	英語(必須) Connectors (333-33-333) 日本語(任意) コネクタ (333-33-333)
経済連携協定	日ASEAN経済連携協定 HS年次(任意) HS2002
仕向国	マレーシア
HSコード	853690
輸出用荷姿	輸出用部品
同意通知先(輸出者)	株式会社ABC

「2. 調査結果」は、回答者が入力します。

2. 調査結果

記載方法は【第三者証明制度版】EPA原産性調査適用マニュアルを参照。

回答者管理NO	1111-111
回答者品番	2222-222
達成	調査の結果、該当協定に係る原産地規則を満たした原産品であることを証明致します。
適用した基準	CTC(関税分類変更)
回答方法	直接回答
生産者情報	生産者名 (株) いろは 工場名 牧之原工場 生産工場住所 静岡県牧之原市中央1-1

「3. 備考/メモ」

以上

28

EPA 原産性調査結果回答書 記入例

(パターン③) 荷姿：輸出用部品・補修部品 回答方法：未達成)

第三者証明

株式会社ABC 宛

再発行日 :
作成日 : 2018年5月25日
会社名称 : (株)いろは
住所 : 〒100-0123
東京都港区高輪1-1-1
部署名 : SCM部
電話番号 : 03-1234-5678
作成責任者 : 高橋 二郎
メールアドレス : takahashi@iroha.co.jp

EPA原産性調査結果回答書

本証明書は貴社の製品に係る原産性判断の証明資料に用います。

- ・根拠書類は規則で定められた期間保存致します。
- ・原産品であることの証明根拠を求められた際には、根拠書類と併せて説明致します。
- ・証明内容に変更が生じ、対象製品の原産性が失われることが判明した場合、または原産性が失われたことが判明した場合に、速やかに通知致します。
- ・政府・輸出者・指定発給機関より依頼を受けた際には、本証明内容を開示することに同意致します。

「1. 調査対象品」は、依頼者が
入力します。

1. 調査対象品			
依頼者調査依頼NO	1111	依頼者品番	2222
商品名	英語(必須) Connectors (333-33-333) 日本語(任意) コネクタ (333-33-333)		
経済連携協定	日アセアン経済連携協定	HS年版(任意)	HS2002
仕向国 (日アセアン経済連携協定は必須)	マレーシア	原産地規則	一般
HSコード	853690	事前裁示 (任意)	無
輸出商品の荷姿	輸出用部品	同意通知 or 直接回答 (根拠書類の提出)※	
同意通知先 (輸出者)	株式会社ABC	同意通知先 (輸出者)	

「2. 調査結果」は、回答者が
入力します。

2. 調査結果					
回答者管理NO	1111-111	回答者品番	2222-222		
☐ 達成	調査の結果、該当協定に係る原産地規則を満たした原産品であることを証明致します。				
適用した基準	CTC(関税分類変更)				
☐ 同意通知	原産品判定番号(10桁)	同意通知期限			
☐ サプライヤー証明書	経済産業省のガイドラインに準ずる証明根拠書類を添付致します。				
回答方法	必須書類	☐ CTC(関税分類変更)	☐ VA(付加価値)	☐ CTC&VA	☐
		☐ 「対比表」	☐ 「計算ワークシート」	☐ 「対比表」	☐
		☐ サプライヤー証明書 (原産地以外の部分のみ)	☐ サプライヤー証明書 (原産地以外の部分のみ)		
		☐ 工程表	☐ 工程表		
☐ 直接回答 直接回答には、 依頼者と回答者の 双方の合意が必要	任意書類	☐ 部品表	☐ 部品表		
		☐ その他 ()	☐ その他 ()		
		☐ その他 ()	☐ その他 ()		
		☐ その他 ()	☐ その他 ()		
生産者情報	生産者名	企業登録番号 (登録済の場合のみ)			
	工場名	電話番号			
	生産工場住所				
☒ 未達成	調査の結果、原産性の証明ができませんでした。				
理由 (任意)	依頼者と回答者によるHSコードの不整合				

原産性の証明ができなかった場合
には、未達成を✓してください。

以上

第三者証明

Correlation table to apply CTC rule

作成者情報 Creator	作成日 / Date created	作成者所属会社名 Company name	company name	工場名 Plant	factory name	作成者所属部署 Department	division of PIC		
		所在地 Address	company address	電話番号 / Phone company tel		作成者氏名 Name	name of PIC		作成者印
承認者情報 Approver	承認日 / Date approved	承認者所属部署 Department		電話番号 / Phone		承認者氏名 Name			承認者印
判定申請者情報 Applier	申請日 / Date applied	申請者所属会社名 Company name	申請者所属部署 Department	電話番号 / Phone		申請者氏名 Name			

判定受付番号		判定番号	
依頼者調査依頼NO/Order No. of client	iraisha-kanri	Product	Connectors
依頼者品番/Part number of client	iraisha-hinban	製品名(日本語は任意)	コネクタ
経済連携協定	日アセアン経済連携協定	HSコード / HS Code	HS8762
FTA	ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership Agreement	HS年版 / Year of HS	HS2002
適用した原産地規則	関税分類 4 桁変更	原産地規則 / Rules of origin	☐ 一般 (General) ☐ 品目別 (PSR)
Applied rules of origin	Change in Tariff Classification Chaqngne in Tariff Heading	仕向国 / Country of destination	マレーシア
生産国	生産工場住所	factory address	
Produced in	Address of produced place		

[illegible]

関税分類変更基準（C T Cルール）利用における対比表 記入例

第三者証明

関税分類変更基準(CTCルール)利用における対比表

Correlation table to apply CTC rule

作成者情報 Creator		作成者所属会社名 Company name		工場名 Plant	牧之原工場 Makinohara Plant	作成者所属部署 Department	SCM部 SCM Division
作成日 / Date created		所在地 Address		電話番号 / Phone		作成者氏名 Name	
2018/5/8		東京都港区高輪1-1-1 1-1-1, Takanawa, Minato-ku, Tokyo		03-1234-5678		高橋 二郎 Jiro Takahashi	
承認者情報 Approver		承認者所属部署 Department		電話番号 / Phone		承認者氏名 Name	
承認日 / Date approved		申請者所属会社名 Company name		申請者所属部署 Department		申請者氏名 Name	
申請日 / Date applied							

判定受付番号	98765	判定番号	43210
依頼者調査依頼NO/Order No. of client	1111	Product	Connectors (333-33-333)
依頼者品番/Part number of client	2222	商品名(日本語は任意)	コネクタ (333-33-333)
経済連携協定	日アセアン経済連携協定	HSコード / HS Code	853690
FTA	ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership Agreement	HS年版 / Year of HS	HS2002
適用した原産地規則	関税分類 4 桁変更	原産地規則 / Rules of origin	☒ 一般 (General) ☐ 品目別 (PSR)
Applied rules of origin	Change in Tariff Classification Change in Tariff Heading	仕向国 / Country of destination	マレーシア
生産国	日本	生産工場住所	静岡県牧之原市中央1-1
Produced in	Japan	Address of produced place	

HS番号 HS Code	商品名 Product	HS番号 HS Code	部品名 Parts	部品名 (英語がある場合は任意)	単価 Unit cost	原産情報等 Information of origin and remarks
853690	コネクタ (333-33-333) Connectors (333-33-333)	3917	Tubes of plastics	プラスチック製管		非原産
		3923	Protector of plastics	プロテクター		非原産
		7318	Nut	ナット		非原産
			Motor	モーター		原産 (日本) 97"ライバーからの資料 (△△factory)
		8536	Connectors	接続子		原産 (マレーシア) 日マレーシア協定証明書(マレーシア発給) ※累積

原産材料の場合には、「原産」であることの根拠となる情報を記載

EPA 原産性調査結果回答書の「1. 調査対象品」の情報を転記

第三者証明

回答者管理NO	
---------	--

Calculation chart for Value Added Tax (VAT)											
				回答者管理NO		kaitosha-kanri		回答者品番		kaitosha-hinban	
作成者情報 Creator	作成日 / Date created	作成者所属会社名 Company name	(株) いろは	工場名 Plant	牧之原工場		作成者所属部署 Department	SCM部			
		所在地 Address	東京都港区高輪1-1-1		電話番号 / Phone 03-1234-5678		作成者氏名 Name	高橋 二郎		作成者印	
承認者情報 Approver	承認日 / Date approved	承認者所属部署 Department			電話番号 / Phone		承認者氏名 Name			承認者印	
判定申請者情報 Applier	申請日 / Date applied	申請者所属会社名 Company name			申請者所属部署 Department			電話番号 / Phone			申請者氏名 Name

判定受付番号		判定番号	
依頼者調査依頼NO/Order No. of client	1111	Product	Connectors (333-33-333)
依頼者品番/Part number of client	2222	產品名(日本語は任意)	コネクタ (333-33-333)
経済連携協定	日アセアン経済連携協定	HSコード / HS Code	853690
EPA	ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership Agreement	HS年版 / Year of HS	HS2002
適用した原産地規則	付加価値基準 %以上	原産地規則 / Rules of origin	☐ 一般 (General)
Applied rules of origin	Regional Value Contents : No less than 0 %	仕向国 / Country of destination	マレーシア
生産国		生産工場住所	静岡県牧之原市中央1-1
Produced in		Address of produced place	

H S 番号 HS Code	產品名	Product	FOB價格 FOB Price (出荷價格 Shipping price)	FOB價格 FOB Price (円換算 JPY)	付加価値 Value Added	非原産材料價格 Price of non-originated materials	原産資格割合 Ratio of value added	協定基準値 Agreement threshold	計算方法 Calculation method	社内基準値 House rule
			#DIV/0!	¥0	¥0	¥0	#DIV/0!			

○原材料等の構成/Components of materials (HS 番号の記載は原則不要/Basically HS code does not need to be filled in)

(H S 番号) (HS Code)	Parts	部品名 (英語がある場合は任意)	原産／非原産 Originated / Non- originated	単価 Unit Cost	原産情報 Information of origin	価額情報 Information of unit cost
原産材料価格合計 / Sub total of originated materials						
非原産材料価格合計 / Sub total of non-originated materials						
生産コスト・経費 / Producing cost, Expenses			-			
利益 / Profit			-			
輸送コスト・チャージ / Transport cost, Charge			-			
非材料費合計 / Sub total of non-materials				¥0		
FOB価格 / FOB Price			-	¥0		
外国為替レート / Exchange rate			US1\$ =	#DIV/0!		

付加価値基準（V Aルール）利用における計算ワークシート 記入例

第三者証明

付加価値基準(VAルール)利用における計算ワークシート
Calculation chart for Value Added rule (VA rule)

					回答者管理NO		1111-111		回答者品番		2222-222	
作成者情報 Creator	作成日 / Date created	作成者所属会社名 Company name	(株) いろは Iroha Corporation	工場名 Plant	牧之原工場 Makinohara Plant	作成者所属部署 Department	SCM部 SCM Division					
		所在地 Address	東京都港区高輪 1-1-1 1-1-1, Takanawa, Minato-ku, Tokyo			電話番号 / Phone 03-1234-5678	作成者氏名 Name	高橋 二郎 Jiro Takahashi		作成者印		
	承認者情報 Approver	承認日 / Date approved	承認者所属部署 Department	電話番号 / Phone			承認者氏名 Name					
								承認者印				
判定申請者情報 Applier	申請日 / Date applied	申請者所属会社名 Company name	申請者所属部署 Department	電話番号 / Phone			申請者氏名 Name					

判定受付番号	98765	判定番号	43210
依頼者調査依頼NO/Order No. of client	1111	Product	Connectors (333-33-333)
依頼者品番/Part number of client	2222	産品名(日本語は任意)	コネクタ (333-33-333)
経済連携協定	日アセアン経済連携協定	HSコード / HS Code	853690
EPA	ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership Agreement	HS年版 / Year of HS	HS2002
適用した原産地規則	付加価値基準 40 %以上	原産地規則 / Rules of origin	☒ 一般 (General) ☐ 品目別 (PSR)
Applied rules of origin	Regional Value Contents : No less than 40 %	仕向国 / Country of destination	マレーシア
生産国	日本	生産工場住所	静岡県牧之原市中央1-1
Produced in	Japan	Address of produced place	1-1, Chuo, Makinohara City, Shizuoka

HS 番号 HS Code	産品名	Product	FOB価格 FOB Price (出荷価格 Shipping price)	FOB価格 FOB Price (円換算 JPY)	付加価値 Value Added	非原産材料価格 Price of non-originated materials	原産資格割合 Ratio of value added	協定基準値 Agreement threshold	計算方法 Calculation method	基準値 rule
853690	コネクタ (333-33-333)	Connectors (333-33-333)	#DIV/0!	¥100	¥55	¥45	55.0%	40%	控除方式	

○原材料等の構成/Components of materials (HS 番号の記載は原則不要/Basically HS code does not need to be filled in)

(HS 番号) (HS Code)	Parts	部品名 (英語がある場合は任意)	原産/非原産 Originated / Non-originated	単価 Unit Cost	原産情報 Information of origin	Inform
	Motor	モーター	原産	¥...	サプライヤーからの資料 (△△factory)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
	Connectors	接続子	原産	¥...	日アセアン協定証明書(マレーシア発給) ※累積	在庫出庫記録、輸入インボイスの写し
原産材料価格合計 / Sub total of originated materials				¥20		
	Tubes of plastics	プラスチック製管	非原産	¥...		
	Protector of plastics	プロテクター	非原産	¥...		
	Nut	ナット	非原産	¥...		
非原産材料価格合計 / Sub total of non-originated materials				¥45		
生産コスト・経費 / Producing cost, Expenses				¥20		
利益 / Profit				¥10		
輸送コスト・チャージ / Transport cost, Charge				¥5		
非材料費合計 / Sub total of non-materials				¥35		

EPA 原産性調査結果回答書の
「1. 調査対象品」の情報を転記

原産材料の場合には、「原産」であることの根拠となる情報を記載

FOB価格 / FOB Price	-	¥100
外国為替レート / Exchange rate	US1\$ =	#DIV/0!

【様式4】 サプライヤー証明書

サプライヤー証明書		年 月 日
iraisha 殿 作成者名 氏名又は名称 company name 住所 company address 氏名 name of PIC 部署名 division of PIC 連絡先 company tel		
当社の下記産品は、日アセアン経済連携協定に基づく原産品であることを証明いたします。 ● 根拠書類は規則で定められた期間保存致します。 ● 原産品であることの証明根拠を求められた際には、根拠となる書類と共に説明致します。 ● 証明内容に変更が生じ、対象産品の原産性が失われることが判明した場合、 または原産性が失われたことが判明した場合には、速やかに通知致します。 ● 政府・輸出者より依頼を受けた際には、本証明内容を開示することに同意致します。		
記		
品名(英)	Connectors	
品名(日)	コネクタ	
製造番号・型番	kaitosha-hjgban	
HSコード	HS8762	
判定基準		
生産工場名	factory name	
生産場所住所	factory address	
品名		
品名(日)		
製造番号・型番		
HSコード		
判定基準		
生産工場名		
生産場所住所		
品名		
品名(日)		
製造番号・型番		
HSコード		
判定基準		
生産工場名		
生産場所住所		

FAQ

Q1 みなし生産者とは何ですか？

委託生産者のことを指します。

例えば、A社が生産に係る企画、仕様の決定、原材料の調達、支給又は指定等を行ってB社に製造させるなど、製造全般の管理・指揮等を行っている場合、当該製品が原産品であることを明らかにする資料を提出できるのであれば、A社、B社共に生産者に当たり、原産品判定依頼を行うことができます。

ただし、契約書の文言等で製造全般の管理・指揮等を行っていることが明確でない場合には、みなし生産者には該当しないことがあります。特に、A社→（委託）B社→（再委託）C社のように再委託関係にある場合などは注意してください。

経済産業省のガイドライン(2017年4月版)P18を参照してください。

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline.pdf

Q2 A社（Tier1）から当社に対して材料・部品が支給され、当社で製品を製造します。A社から当該製品のEPA原産性調査依頼があったのですが、製品の原産性を立証するためには、A社からの支給された材料・部品が「原産」でなければいけません。このような時はどうすれば良いのでしょうか？

あなたの会社からA社に対して、支給された材料・部品についてEPA原産性調査を依頼し、サプライヤー証明書を取得します。

Q 3 日シンガポール協定も第三者証明制度が導入されているはずですが、P12 の HS 年版や P23 の書類保存期間の表に日シンガポール協定の情報が含まれていないのはなぜですか？

日シンガポール協定は、日本商工会議所で特定原産地証明書の発給を行っていないこと、また、シンガポールの関税が酒類 4 品目以外無税であり自動車部品業界として同協定を利用する機会がないと考えられることから、本マニュアルでは対象としていません。

本マニュアルは、（一社）日本自動車部品工業会が以下の会社に業務委託し、両者が共同して作成したものです。

<業務委託先>

会社名	TS ストラテジー株式会社
代表者	代表取締役 藤森陽子
住所	〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 1-8-3 小川町北ビル 3F https://www.ts-strategy.com/